

博多の金屋 再起かけた逸話

『難波西鶴と海の道』
『元禄元(1688)年刊』巻四の二「心を疊込む古筆屏風」に、朝鮮の商人に不実な商いを行った日本の商人を批判する記述があることを紹介します。西鶴はその評言として、「これを思ふに、人をぬく事は跡づかず。正直なれば神明も佛陀も心を照らす」と

西鶴の長崎商い

長崎商いは運任せ。その商いで生計を立てている博多の金屋某という商人は、ある年に3度も海上で大風に遭い、船も積み荷も失い、その賠償などに今までの蓄えをつき込んでしまい、残った物は家藏だけとなってしまいます。

そこで家屋敷を処分し、少しばかりの商品を仕入れて、長崎の市場に立ちますが、舶来品が多く売られる市では勝負になりません。

唐織・萬種・鮫皮・諸道具など、並ぶ舶来品はどれも宝の山。買つておけば値が上がるの

が、元手が足りません。知恵、才覚では誰に「うなると、海の商いが嫌いになり、孫子の代まで海の商いはしないように心に誓いを立てて毎々とした日々を暮らすようになります。

とあります。

三度までの大風。年

々の元手打ち込みて、残る物とて家藏ばかり」と主人公を紹介します。

鶴は何しろ、商売は正直にしなさい、そうすればお釈迦様もいいことをして下さるというのです。さすがは天下の商人が集まる難波を知る西鶴の言ですね。

ところで、肝心の長崎商いの話ですが、「とにかく天に任せて、長崎商ひせし人、筑前の國博多に住なして、金屋とかやいへる人、海上の不仕合させ、一年

と目ととまつた蜘蛛

が、三たび糸が切れ

も、糸をほり続け、食

物を得よつとするくじ

けない姿を見て、一念

発起し、乾坤一擲、四

たび、長崎商いに挑み

ます。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。

ところで、当時、商人が売買目的で長崎の舶来品を購入すること、それが「長崎貿易に参入するためには高いハードルがありました。これはいわゆる「市法貨物商法」と呼んで

いる制度です。

金屋も全財産を処分

して挑んでいますか

ら、革袋には「50両(約

500万円)」も持つ

ていたのですが、それ

だけではとても足りま

せん。まさしく「蠅卿

の斧」だったのです。

詳しくは次回に続きます。

そのため使用人たちも辞めさせ、妻子とも

離れてしまいます。